

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H29. 3. 22)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
	全般・共通	各種軽減制度の適用について	訪問型(予防給付相当・A型)サービス、通所型(予防給付相当・A型)サービス及び短期集中予防サービスは福井市の居宅サービス利用者負担軽減事業や社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の対象になるのか。	福井市の居宅サービス利用者負担軽減事業の対象となるのは、訪問型(予防給付相当・A型)サービス、通所型(予防給付相当・A型)サービス及び短期集中予防サービスです。社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の対象になるのは、国の規程により、訪問型予防給付相当サービスと通所型予防給付相当サービスのみです。	H29.3.22
	訪問型サービス	初回加算の算定について	訪問型予防給付相当サービス及びA型サービスにおいて、初回加算が算定できる場合はどのような場合か。	<p>訪問型予防給付相当サービス及びA型サービスにおける初回加算の算定については、同一事業所において実施している介護予防訪問介護、予防給付相当サービス及びA型サービスについては同一のサービスとみなし、その他の要件については、介護予防訪問介護の報酬基準における初回加算の算定要件に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(参考) 「指定介護予防訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画(略)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数(200単位)を加算する。」</p> <p>「Q. (訪問介護)初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。 A. 初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは暦月(月の初日から月の末日まで)によるものとする。したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。また、次の点にも留意すること。① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。② 一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと(介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。)。」(平成21年3月23日 平成21年4月改定関係Q&amp;A vol.1)</p> <p>(例) ① 介護予防訪問介護の利用者が、同一事業所において予防給付相当サービスまたはA型サービスの利用を開始したとき→算定不可 ② 予防給付相当サービスの利用者が、同一事業所においてA型サービスの利用を開始したとき→算定不可 ③ 訪問介護の利用者が要支援認定を受け、同一事業所において予防給付相当サービスまたはA型サービスを開始したとき→算定可 ④ 介護予防訪問介護、予防給付相当サービスまたはA型サービスの利用者が、別事業所において予防給付相当サービスまたはA型サービスの利用を開始したとき→算定可 ⑤ 予防給付相当サービスまたはA型サービスを利用していた者が、サービスを利用していない期間を2月以上挟んだ後に、同一事業所において予防給付相当サービスまたはA型サービスの利用を開始したとき→算定可</p>	H29.3.22